

経済価値ベースのソルベンシー規制 における検証態勢の構築に向けて

—まとめ(第1回〜第4回のポイントの整理)—

EY新日本有限責任監査法人 齋藤 剛
EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) 鈴木敦之

1. はじめに

2023年6月に金融庁より公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」(以下、最終化に向けた検討状況)では、25年度から導入予定の経済価値ベースのソルベンシー規制(以下、ESR規制)に関する各論点の方向性や検討の状況などが示された。過去4回にわたり、ESR規制の本番導入の向け、「E

2. 「最終化に向けた検討状況」の概要について

22年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」(以下、暫定決定) (図表参照) 22年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」(以下、暫定決定) (図表参照) 22年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」(以下、暫定決定) (図表参照)

3. ESRに関する検証の枠組み

第1の柱	制度の枠組み	タイムライン、報告制度・期限、プロポーショナルリティ原則、連結制度など
	標準モデル	保険負債の割引率、会社固有のストレス係数・リスク係数、金利リスク、株式リスク、所要資本の税効果など
	内部モデル	内部モデルのスコップ、審査基準とプロセスなど
	ESRに関する検証の枠組み	保険会社内部の検証態勢、外部専門家による検証など
	ESRに基づく監督措置	規定資本要件 (Prescribed Capital Requirement : PCR) の監督措置、最低資本要件 (Minimum Capital Requirement : MCR) の設計運用、実質資産負債差額の取扱、破綻処理との関係など
第2の柱	保険会社の内部管理の高度化、第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析、当局が会社に提出を求めるデータなど	
第3の柱	市場関係者向け開示 (定量・定性)、消費者向け開示、開示方法・時期など	

とされている。
(2) 外部専門家による検証
「暫定決定」では、① ESRの特性を踏まえた内部ガバナンス態勢の補完② ESRの情報利用者からの信頼性確保③ わが国のソルベンシー規制に求められる情報の信頼性の水準④ 当局による検証や情報利用者による検証の実効性・効率性の四つの観点で外部専門家による検証の意義が認められ、制度化を基本的な方向性とし、関係者間での議論・検討がなされてきた。
「最終化に向けた検討状況」では、外部専門家による検証(以下、外部検証)の枠組みについて、経済価値ベースのパランスシートを対象とした合理的保証業務を前提に検討を進めるとい考え方や実行可能性などの検討をより具体化させていくために、その他の前提も具体的に示された。特に、保証水準が合理的保証であることから、外部検証は現状の会計監査と同様のアプローチが想定されている。外部検証においては、数値の検証のみならず、数値作成に係る内部統制やガバナンス態勢の理解と評価も実施される想定である点、留意が必要である。
(1) ガバナンスの構築
適切なESRの計測・検証体制を構築すべく、社内での役割と責任を明確化し、社内体制などを規程化・承認することが必要である。構築に際しては、21年11月に金融庁が公表した「モデル・リスク管理に関する原則」は参考になろう。
(2) 文書化・計測部門における各種テスト/自己検証
明示的に仕様書にて文書化が要求されている事項のみならず、計測数値の適切性を担保する上で必要な事項は、仕様書に定めがなくても適切に文書化するべきである。また、計測部門における各種テストの適切な実施も大事であり、少なくとも、モデルなどへ投入するデータの適切性・網羅性、モデルの実装の適切性、アウトプットの適切性はテストするべきである。
(3) 内部検証の実施
計算部門などが策定した文書化について、文書化すべき事項が漏れなく文書化され、かつ、文書化されている内容が適切であること、計測部門などが実施したテストの品質を検証として、最低限すべきテストが実施され、かつ、テスト品質の問題がないことを検証するのは重要である。
(4) ESR計測・検証プロセスの効率化・早期化
年度末が基準日であるESRの報告期限は、基準日から4カ月以内とする方向性が示された。各社でも、ESR計測および検証プロセスのさらなる効率化・早期化が必要である。また、計測部門や内部検証機能と外部検証者により、具体的な外部検証の進め方などを十分コミュニケーションを図りながら進めるのが大切である。
(5) 適切な人材の確保・配置
各社において、計測の効率化・早期化や構築したガバナンスの有効性を担保するために必要な人的リソースを把握し、適切に確保・配置することが肝要である。
本稿執筆時点(24年4月)においては、本規制の最終基準案および日本公認会計士協会の実務指針などは公表されていないが、今後、各保険会社は、効果的かつ効率的な検証の実現に向けて、計算法の仕様書への準備性や必要な内部統制やガバナンス態勢の構築に加え、外部検証者とコミュニケーションを取りながら準備されていくと思われる。また、金融庁へのESRの報告期限が7月末となることから、従来の決算作業や期末会計監査の日程および保険会社の計算・内部検証期間などを考慮しながら外部検証者との調整も踏まえ、スケジュールの検討も必要になると想像される。過去4回の解説記事ならびに本稿が、各社に健全性を評価すること、真の意味での財務の健全性の担保が求められる。これは、持続的な企業価値向上にもつながると思われる。なお、第2の柱においては、第1の柱において十分にカバーされていないリスクとして、財務リスクのみならず、非財務リスクについても、適切に捕捉することが要求されることと同時に、各社の実態に基づき、適切なERM態勢・ORSAの枠組みを有効に機能させるべく、継続的な改善・高度化が必要になる点は、留意すべきである。

5. 最後に

ESR規制は、「三つの柱」の観点で監督を行う規制であり、過去4回は、いわゆる第1の柱に係るポイントを整理した。一方で、第1の柱におけるESRは、基本的には全社共通の計測手法等を採用していることから、必ずしも個別の会社のリスク実態を適切に表現しているとは言えない。そこで第2の柱として、第1の柱を補完して、個社の実態に即した健全性を評価すること、真の意味での財務の健全性の担保が求められる。これは、持続的な企業価値向上にもつながると思われる。なお、第2の柱においては、第1の柱において十分にカバーされていないリスクとして、財務リスクのみならず、非財務リスクについても、適切に捕捉することが要求されることと同時に、各社の実態に基づき、適切なERM態勢・ORSAの枠組みを有効に機能させるべく、継続的な改善・高度化が必要になる点は、留意すべきである。

4. 検証に関する主な課題とその方向性

「最終化に向けた検討状況」では、ESR検証機能は「ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること。またESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること」とされており、保険会社内部の検証態勢の土台となる重要な機能となる。
▽保険数理機能
「最終化に向けた検討状況」では、ESR検証機能は「ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社



【鈴木敦之(すずき・のぶゆき)氏のプロフィール】EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)の代表取締役社長兼COO・業務生保でのCRD・業務



【齋藤剛(さいとう・こうじ)氏のプロフィール】EY新日本有限責任監査法人金融事業部マネージャー。監査法

執行役員を経て、2023年にEYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)に入社。現在は主に保険会社に対するリスク管理・ESR規制に係るアドバイザー業務に従事。米国ミシガン大学にて

経営学修士(MBA with High Distinction)を取得。▽資格:日本アクチュアリー会正会員、CERA、日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリス

ト